



平成 27 年 4 月 22 日

【照会先】

栃木労働局総務部企画室

企画室長 堀澤 俊孝

企画室長補佐 野城 一宏

(電話) 028-634-9112

(FAX) 028-639-7107

報道関係者 各位

平成 27 年度栃木労働局行政運営方針の策定について

栃木労働局（局長 堀江雅和）は、県民のニーズと期待に応え地域に密着した労働行政を計画的かつ効果的に展開するため、「平成 27 年度栃木労働局行政運営方針」を策定しました。

県内の経済情勢は、円安の影響から業績の改善がみられる業種がある一方、原材料高や人手不足を起因とした人件費等への影響がでてきています。

そのような中、総合労働行政機関である栃木労働局には、県内の雇用・労働におけるセーフティネット機能の発揮が強く求められています。

また、少子高齢化による人口減少社会において、国民が将来に希望を持って安心して働けるよう社会の活力を維持・発展させていくための労働行政の展開が必要となっています。

このため、栃木労働局は、地方自治体、関係機関・団体との緊密な連携の下、労働基準行政、職業安定行政（職業能力開発行政を含む）及び雇用均等行政の専門性を発揮しつつ一体となって総合労働行政機関として効果的な行政運営を推進してまいります。

栃木労働局労働行政運営方針のポイント

●平成 27 年度栃木労働局行政運営基本方針

◎ 女性・若者・高齢者等の人材力の強化

- ・ 男女雇用機会均等法の徹底により、職場における男女均等な取扱いを確保するとともに、女性の活躍を推進するため、企業が計画的に取り組むことができるよう必要な助言を行う。
- ・ 新卒者、既卒者の就職支援、フリーター等に対する正規雇用化の推進を図る。
- ・ 改正パートタイム労働法の確実な履行により、パートタイム労働者の働き・貢献に応じた均等・均衡待遇の確保を図る。
- ・ 年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた就労促進を図る。
- ・ 障害者の特性に応じた就労支援の推進を図る。

◎ 安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備

- ・ 働き方改革の実現に向けて、法定労働条件の履行確保に取り組むとともに、長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止、ワークライフバランスの推進を図る。
- ・ 育児・介護休業法等の周知徹底や改正次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出・認定の促進により、仕事と子育てなどを両立できる職場環境整備を図る。
- ・ 良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けて、産業政策等と一体となった地域の自発的な雇用創出への取組支援を図る。
- ・ 人材不足分野における人材確保・育成のための雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進する。
- ・ 労働災害防止対策及び化学物質等による健康障害防止対策に取り組むとともに、被災労働者等に対する労災補償の迅速・適正処理を図る。

●平成 27 年度栃木労働局の重点施策

◎ 総合労働行政機関としての重点施策

(1) 労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施

局署所の連携の下、企業倒産、雇用調整等に係る情報収集を積極的にを行い、不適切な解雇や雇止め予防のための啓発指導等を実施するとともに、労働者が離職を余儀なくされた場合は、賃金不払、解雇手続、解雇についての問題や失業等給付、再就職支援などの一連の手続等について総合的かつ機動的な対応を図る。特に、大規模な倒産、雇用調整事案については、

局に雇用対策本部を立ち上げて対応の強化を図る。

(2) 各分野の連携した対策の推進

- ア 少子化対策の推進
- イ 女性の活躍推進等
- ウ 有期契約労働者や派遣労働者に関する新たなルールなどの周知・指導
- エ 派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の推進
- オ 外国人労働者対策の推進
- カ 障害者の労働条件確保・雇用対策の推進

◎ 労働基準行政の重点施策

法定労働条件の遵守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、管内全体の労働環境の底上げを図るため、有力企業への働きかけ等、監督指導以外の手法も活用した労働条件の向上に向けた総合的な施策を推進する。

そして、「安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備」のため、次に掲げる4点を重点として平成27年度の労働基準行政の施策を展開する。

- 働き方改革の実現
- 労働条件の確保・改善
- 労働者の安全と健康の確保
- 被災労働者等に対する迅速・適正な労災補償給付

- (1) 働き方改革の実現
- (2) 労働条件の確保・改善対策
- (3) 最低賃金制度の適切な運営
- (4) 適正な労働条件の整備
- (5) 労働者の安全と健康確保対策の推進
- (6) 除染等における労働者の健康障害防止対策
- (7) 労災補償対策の推進
- (8) 労働基準監督署の業務の適切な運営、各種権限の公正かつ斉一的な行使
- (9) 社会保険労務士制度の適切な運営

◎ 職業安定行政の重点施策

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、若者・女性・高齢者・障害者等の活躍推進、地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出などにより人材力の強化を図る。

- (1) 若者の雇用対策の推進
- (2) 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
- (3) 正社員希望者に対する就職支援

- (4) 人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善
- (5) 地方自治体と一体となった雇用対策の推進
- (6) 子育てを行っている女性等に対する雇用対策の推進
- (7) 障害者雇用対策の推進
- (8) 高齢者の就労促進等を通じた生涯現役社会の実現
- (9) 外国人雇用対策の推進
- (10) 雇用保険制度の安定的運営
- (11) 特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進
- (12) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進
- (13) ハローワークサービスの改善・向上と周知
- (14) 職業安定行政における目標数値の設定

◎ 職業能力開発行政の重点施策

キャリア・コンサルティングを通じた適切な訓練の受講あっせんを実施するほか、事業主に対して、キャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金等の申請受付及びそれを通じた人材育成に関する助言を実施する。

また、労働局、県、民間教育訓練機関等の関係機関と的確に役割分担し、人材育成に関するベスト・ミックスを推進することにより、地域産業界の人材ニーズに応えられるような人材育成を図る。

さらに、ハローワークにおいては、公共職業訓練、求職者支援訓練、ジョブ・カード等を活用したマッチングの好事例を一つでも多く作るよう努め、人材育成支援策を用いた求職者等の雇用の安定、就労の促進等を推進する。

- (1) 地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開と訓練終了者への就職支援
- (2) ジョブ・カード制度の推進
- (3) 労働者・企業の職業能力開発への支援
- (4) ニートの若者等の職業的自立支援

◎ 雇用均等行政の重点施策

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知徹底はもとより、平成27年度においては、改正次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、認定取得への取得促進及び改正パートタイム労働法に基づく適切な指導等に重点を置く。併せて、妊娠・出産、産前産後休業の取得、育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いについては、労働者の立場に配慮しつつ迅速・丁寧な対応を進める。

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

- (2) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- (3) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

◎ **労働保険適用徴収業務の重点施策**

労働保険制度が、労働者のセーフティネットとしての的確な役割を果たして行くため、労働保険料の適正徴収及び労働保険未手続事業所に対する適用促進の取組を推進する。

- (1) 労働保険料等の適正徴収等
- (2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- (3) 労働保険率（労災保険率、雇用保険率）の周知徹底

◎ **個別労働関係紛争の解決の促進**

- (1) 相談、助言・指導及びあっせんの適切かつ積極的な実施
- (2) 関係機関・団体との連携強化